

兵庫県後期高齢者医療広域連合

第2期データヘルス計画

中間評価及び計画内容の見直しについて

令和3年8月

1. 第2期データヘルス計画の概要

「兵庫県後期高齢者医療広域連合第2期データヘルス計画」(以下「計画」という。)は、被保険者の健康の保持増進に資することを目的として構成41市町(29市12町)の連携・協力のもと、平成30年度からを第2期と位置づけ、第2期データヘルス計画を策定しました。

本計画は、当広域連合が効果的かつ効率的な保健事業を実施するため、健康診査等の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用・分析して、PDCAサイクルに沿って運用します。

計画期間については、平成30年度から令和5年度までの6年間となっていますが、必要に応じて、計画内容の見直しを行うこととなっています。

【第2期計画の目標】

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 健康診査受診率の一層の向上 | (3) データ分析に基づく保健事業への着手 |
| (2) 口腔ケア事業の拡充 | (4) 兵庫県下全域を対象とした保健事業の実施 |

【計画の期間】

平成 27～29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1期計画							
	第2期計画						
	中間評価に活用 (H30～R1)		中間評価 ・見直し			最終評価 ・点検	第3期 計画

中間評価	平成30年度から令和2年度までの保健事業の実施状況や成果・課題等の中間評価を行い、その結果を公表します。また、その結果を踏まえて、必要に応じて事業見直しや新たな課題等への対応を行います。
最終評価	保健事業の実施状況や成果・課題等の最終評価を行い、その結果を公表します。また、その結果を踏まえて、第3期計画を策定する予定です。

2. 計画の中間評価及び見直しについて

平成30年度から令和2年度におけるこれまでの保健事業の実施状況や数値目標の達成状況、課題を踏まえ、今後の方向性の検証等を行いました。

また、令和元年改正法(医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号))にて、高齢者保健事業に係る規定(高齢者の医療の確保に関する法律第125条等)が令和2年4月1日に施行されることに伴い、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」(以下「一体的実施」という。)の取組が明確化され、広域計画等による高齢者保健事業の実施体制の整備が求められました。

これに伴い、当広域連合においても「兵庫県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画」を改定(令和2年4月)し、令和2年度から8市1町が一体的実施の取組を開始しています。

そこで今回の中間見直しでは、一体的実施に関する事項について、計画の評価指標及び目標値として新たに盛り込みます。

(1) 健康診査受診率の一層の向上

① 健康診査事業

ア. これまでの取組み(P・D)

糖尿病等の生活習慣病やその他疾病を早期に発見し、適切な受療で重症化及び心身機能低下を予防するとともに、被保険者の健康の保持増進・改善を図ることを目的として事業を実施しました。

イ. 中間評価等(C)

健康診査事業							
事業評価	評価指標	実績値				目標値	
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3～ R4年度	R5年度
	受診率	19.90%	20.77%	20.70% (20.97%)	17.94% (18.27%)	前年度以上	27.6% 以上
	(目標値)	—	19.90%以上	20.77%以上	20.70%以上		
達成状況	—	達成	未達成	未達成			

(人間ドック含む)

後期高齢者医療健康診査受診率の目標値と実績値を比較すると、令和2年度においては2.76ポイント実績値が低く未達成となっています。

また、最終目標値(令和5年度)と令和2年度の実績値を比較すると、9.66ポイントの開きとなっています。

ウ. 目標実現に向けた取組み・改善(A)

受診率の実績値が低くなっているため、受診率の比較的高い市町の取組を情報提供するとともに、引き続き、受診勧奨対策及び未受診者対策を推進し、新型コロナウイルス感染症対策に十分留意しながら、受診率向上に取り組めます。

(2) 口腔ケア事業の拡充

① 歯科健康診査事業

ア. これまでの取組み(P・D)

口腔内の状態を知り、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックすることで、被保険者の健康意識の向上及び口腔機能低下の予防を図るとともに、高齢者に多く発生する疾病予防につなげることを目的として事業を実施しました。

イ. 中間評価等(C)

歯科健康診査事業							
事業評価	評価指標	実績値				目標値	
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3～ R4年度	R5年度
	受診者数	5,889人	5,788人	6,016人	4,945人	前年度 以上	6,200人
	(目標値)	—	5,889人以上	5,788人以上	6,016人以上		
達成状況	—	未達成	達成	未達成			

歯科検診受診者の実績値は、令和2年度において目標値と比較すると1,071人低くなっており目標未達成となっています。

また、最終目標値(令和5年度)と令和2年度の実績値を比較すると、1,255人の開きとなっています。

ウ. 目標実現に向けた取組み・改善(A)

引き続き、受診勧奨対策及び未受診者対策等を推進し、新型コロナウイルス感染症対策に十分留意しながら、受診者数の増加を図ります。

② 訪問歯科健診、相談・指導(フレイル対策)

ア. これまでの取組み(P・D)

訪問歯科健診又はオーラルフレイル予防の訪問相談・指導等を行い、口腔機能低下、低栄養や筋力低下等による心身機能低下、肺炎等の感染症の予防を図ることを目的として事業を実施しました。

イ. 中間評価等(C)

訪問歯科健診、相談・指導(フレイル対策)							
事業評価	評価指標	実績値				目標値	
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3～ R4年度	R5年度
	事業を実施する市町数	1	1	1	1	前年度以上	10
	(目標値)	—	1市以上	1市以上	1市以上		
達成状況	—	達成	達成	達成			

訪問歯科健診、相談・指導の実績値は、令和2年度において目標値と比較すると増減はありませんが、目標達成となっています。

最終目標値(令和5年度)と令和2年度の実績値を比較すると、9市町の開きとなっています。

ウ. 目標実現に向けた取組み・改善(A)

今後も「一体的実施」の高齢者に対する個別的な支援として、心身機能の低下の予防による取組の増加が見込めることから、最終目標達成に向けて取組体制への支援を図るとともに、好事例の横展開に取り組めます。

(3) データ分析に基づく保健事業への着手

① 重症化予防事業

ア. これまでの取組み(P・D)

糖尿病や高血圧等の生活習慣病の重症化の恐れがある被保険者に対し、医療機関への受診勧奨などを行い、治療につなげるとともに、人工透析への移行を防ぐなど重症化予防を目的とした保健指導等の事業を実施しました。

イ. 評価(C)

重症化予防事業							
事業評価	評価指標	実績値				目標値	
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3～ R4年度	R5年度
	事業を実施する市町数	2	1	4	5	前年度以上	10
	(目標値)		2市以上	1市以上	4市以上		
達成状況	—	未達成	達成	達成			

【中間事業評価等】

重症化予防事業の実績値は、令和2年度において目標値と比較すると1市町増加しており、目標達成となっています。

また、最終目標値(令和5年度)と令和2年度の実績値を比較すると5市町の開きがあります。

ウ. 目標実現に向けた取組み・改善(A)

今後も「一体的実施」の高齢者に対する個別的な支援として、生活習慣病等の重症化予防等による取組の増加が見込めることから、最終目標達成に向けて取組体制への支援を図るとともに、構成市町ごとの地域の実情に応じた分析データの提供を推進することにより、実施市町数の増加を図ります。

② 低栄養防止事業(フレイル対策)

ア. これまでの取組み(P・D)

低栄養、筋力低下等による心身機能の低下の予防、抵抗力低下に伴う肺炎等の感染症の発生を抑制するため、高齢者の特性を踏まえた事業(専門職による立ち寄り型の相談や訪問相談・指導等)を実施しました。

イ. 中間評価等(C)

低栄養防止事業(フレイル対策)							
事業評価	評価指標	実績値				目標値	
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3～ R4年度	R5年度
	事業を実施する市町数	0	0	2	3	前年度以上	5
	(目標値)		0市以上	0市以上	2市以上		
達成状況	—	達成	達成	達成			

低栄養防止事業の実績値は、令和2年度において目標値と比較すると1市町高くなっており、目標達成となっています。

最終目標値(令和5年度)と令和2年度の実績値を比較すると、2市町の開きとなっています。

ウ. 目標実現に向けた取組み・改善(A)

今後も「一体的実施」の高齢者に対する個別的な支援として、心身機能の低下の予防による取組の増加が見込めることから、最終目標達成に向けて取組体制への支援を図るとともに、構成市町ごとの地域の実情に応じた分析データの提供を推進することにより、実施市町数の増加を図ります。

(4) 兵庫県内全域を対象とした保健事業の実施

① 重複・頻回受診者訪問指導

ア. これまでの取組み(P・D)

重複・頻回受診者の健康保持と疾病管理を促すため、レセプト情報により抽出した重複・頻回受診者に対し、保健師又は看護師が個別訪問して指導・健康相談等を実施しました。

イ. 中間評価等(C)

重複・頻回受診者訪問指導							
事業評価	評価指標	実績値				目標値	
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3～ R4年度	R5年度
	訪問指導の 改善割合	12.8%	43.4%	57.1%	37.5%	前年度以上	(32%)
	(目標値)		12.8%以上	43.4%以上	57.1%以上		<u>37.5%</u>
達成状況	—	達成	達成	未達成			

※評価方法は、1クール2回の訪問を実施し、生活状況・健康状態等の改善状況を前後比較して確認しています。

訪問指導の改善割合の実績値は、令和2年度において令和元年度よりも19.6ポイント低くなりましたが、目標値と比較すると、5.5ポイント実績値が高くなっており、最終目標値(令和5年度)を達成しています。

ウ. 目標実現に向けた取組み・改善(A)

今後は「一体的実施」の高齢者に対する個別的な支援としての重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談・指導の取組と連携をさらに推進することにより、引き続き、訪問指導の改善割合の維持・継続を図ります。

(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進【新規事業】

75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう法整備がなされ、令和2年度から高齢者の特性を踏まえた健康づくり等を効果的かつ効率的に実施していくことが求められています。

なお、「健康寿命延伸プラン」において、令和6年度までにすべての市町村での「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を目指すことと示されていることから、構成市町及び、県、国保連合会、職能団体等と綿密に連携・協力を図りながら、積極的に事業を推進していきます。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進			
目的及び概要	構成市町と連携・協力しながら、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、後期高齢者の保健事業について構成市町へ委託し、市町においてハイリスク及びポピュレーションアプローチの両面からフレイル予防の取組を介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施します。		
事業評価	評価指標	実績値	目標値
		R2年度	R3～4年度
	実施市町数	9市町	前年度以上
			R5年度
			41市町

構成市町と兵庫広域の役割分担について

構成市町の役割	兵庫広域から委託を受けた高齢者保健事業について、地域特性に合わせた事業内容を含む市町における方針を定め、事業実施及び評価を行う。
兵庫広域の役割	構成市町ごとの医療・健康診査・介護データ等を活用した分析データの情報を提供するとともに、実施に係る課題や実施内容等の協議を重ね、事業の推進を支援する。